

資料

これ以上の死亡災害を発生させないために

令和3年5月28日

6月1日から、「令和3年度全国安全週間」の準備期間が始まります。「全国安全週間」は、昭和3年から中断することなく続けられてきた、大変伝統のあるものです。この間、労使が協調して労働災害防止対策を進め、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現に尽力してきました。

しかし、直近の長野県内の状況は大変厳しいものです。この非常事態を打破するためには、県内の皆さまに広くこの状況をご認識いただき、「全国安全週間」を契機として労働災害防止への取組を一層強化していただく必要がございますため、私からこのようなメッセージを公表する次第です。

4月末時点で、労働災害による死亡者が9人と、これは近年と比較すると大変大きな数字ではありますが、これが本当に憂慮すべき数字なのか、疑問を感じる方もいらっしゃるかもしれません。しかし、仕事をしていて命を落とすということ、これは決してあってはならないことであり、この数字は本来ゼロを目指さなくてはならないものです。

「死んでしまったら何も意味がない、安心・安全に働ける職場こそすべての基本」。

これは、私が労働行政に携わらせていただく中で、最も大切にしてきた価値観の一つです。約40年にわたって、ずっと胸に抱いてきた思いです。

一人一人の働く人の向こうには、大切な家族や仲間がいて、たくさんの笑顔があります。大切な人が突然いなくなること、それは想像するだけでもつらさがこみ上げてきます。だから、ゼロを目指したい、これ以上の被災者を出したくないのです。

長野労働局では、6月から、労働災害防止のための監督指導・個別指導を強化して実施することとします。しかし、これ以上の死亡災害の発生を防ぐためには、皆さまの取組が不可欠です。

「全国安全週間」は、「人命尊重」を基本理念としています。働く人の命を守るため、この「全国安全週間」を機に、皆さまの職場を総点検していただき、改めて労働災害防止対策を徹底していただくようお願い申し上げます。

長野労働局長 小野寺 喜一

令和3年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和2年の労働災害による死亡者数は3年連続で過去最少となる見込みである。

一方、休業4日以上労働災害による死傷者数は、高齢者の労働災害、転倒災害や「動作の反動・無理な動作」による労働災害が年々増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害の増加により、平成14年以降で最多となる見込みである。

このような状況において労働災害を減少させるためには、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していく必要がある。

これにより、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目指すことを決意して、令和3年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主 唱 者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協 賛 者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協 力 者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実 施 者

各事業場

7 主 唱 者、協 賛 者 の 実 施 事 項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請等に

従う。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請や業界団体が作成する「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に従う。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

① 安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

- (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

(イ) 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

(ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

(イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

(ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

(イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

(ウ) 策定予定の「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

(ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

(イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知

(ウ) 職場点検、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化

(エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

(ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施

(イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施

(ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

(エ) トラックの逸走防止措置の実施

(オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

ウ 建設業における労働災害防止対策

(ア) 一般的事項

a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用

b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(イ) 自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策

a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

エ 製造業における労働災害防止対策

(ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

(イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

- (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- (エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

オ 林業の労働災害防止対策

- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- (ア) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
- (イ) 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- (ウ) 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

イ 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

ウ 交通労働災害防止対策

- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

- (ア) WBGT値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
- (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
- (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
- (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
- (オ) 熱中症予防に関する教育の実施
- (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
- (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

令和2年 業種別労働災害発生状況 (統計値)

岡谷労働基準監督署

業 種	区 分	休業4日以上の死傷者数			対前年同期比 増減率
		令和元年	令和2年	対前年増減	
製造業	食 料 品 製 造 業	8	6	-2	
	織 維 ・ 織 維 製 品 製 造 業				
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業		1	1	
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 ・ 印 刷 製 本 業	1		-1	
	化 学 工 業	1	3	2	
	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	3	1	-2	
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 製 造 業	1	1		
	金 属 製 品 製 造 業	8	12	4	
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	14	4	-10	
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	9	5	-4	
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	1	3	2	
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業				
	そ の 他 の 製 造 業	1	3	2	
	小 計	47	39	-8	
鉱 業			1	1	
建設業	土 木 工 事 業	4	6	2	
	建 築 工 事 業	15	11	-4	
	うち木造建築業	7	1	-6	
	そ の 他 の 建 設 業	3		-3	
	小 計	22	17	-5	
運輸貨物業	道 路 貨 物 運 送 業	5	6	1	
	そ の 他 の 運 輸 交 通 業	4	5	1	
	陸 上 貨 物 取 扱 業				
	小 計	9	11	2	
林 業			4	4	
その他の事業	商 業	35	41	6	
	うち小売業	28	34	6	
	保 健 衛 生 業	17	20	3	
	うち社会福祉施設	15	20	5	
	旅 館 業	7	2	-5	
	飲 食 業	6	3	-3	
	ゴ ル フ 場	1	2	1	
	清 掃 業	3	9	6	
	ピ ル 管 理 業	1	6	5	
	上 記 以 外 の 業 種	15	13	-2	
	小 計	85	96	11	
合 計		163	168	5	3.1%
死 亡 者 数					

(注)1. ()書きは、死亡者数で死傷者数の内数である。
2. 単位:人

令和2年 業種別労働災害発生状況（統計値）

岡谷労働基準監督署

業 種	1.墜落・転落		2.転倒		3.激突		4.飛来・落下		5.崩壊・倒壊		6.激突され		7.はさまれ・巻き込まれ		8.切れ・こすれ		13.感電		17・18.交通事故		19.無理な動作		その他計		合 計		前年同期		対前年増減数		対前年増減比 (死傷者数)		構成比(本年 の死傷者数)		
	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷			
食 料 品 製 造 業				2											1							3				6		8		-2		-25.0%		3.6%	
繊維・繊維製品製造業																																			
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業															1											1				1				0.6%	
パルプ・紙・紙加工品・印刷製本業																											1				-1		-100.0%		
化 学 工 業	1													1	1											3	1			2		200.0%		1.8%	
窯業・土石製品製造業	1																									1	3			-2		-66.7%		0.6%	
鉄鋼・非鉄金属製造業																						1				1	1					0.0%		0.6%	
金 属 製 品 製 造 業	3		1					2						3	1							1			1	12	8			4		50.0%		7.1%	
一般機械器具製造業							1							1	2											4	14			-10		-71.4%		2.4%	
電気機械器具製造業			2		1									1											1	5	9			-4		-44.4%		3.0%	
輸送用機械器具製造業														3												3	1			2		200.0%		1.8%	
電気・ガス・水道業																																			
その他の製造業	1						1							1												3	1			2		200.0%		1.8%	
小 計	6		5		1		4							10	6							5		2		39	47			-8		-17.0%		23.2%	
鉱 業															1											1				1				0.6%	
土 木 工 事 業	1		1				2							1								1				6	4			2		50.0%		3.6%	
建 築 工 事 業	5		1		2		1								1							1				11	15			-4		-26.7%		6.5%	
うち木造建築業	1																									1	7			-6		-85.7%		0.6%	
その他の建設業																											3				-3		-100.0%		
小 計	6		2		2		3							1	1							1		1		17	22			-5		-22.7%		10.1%	
運 路 貨 物 運 送 業			1						1													3		1		6	5			1		20.0%		3.6%	
その他の運輸交通業	3		1																			1				5	4			1		25.0%		3.0%	
陸上貨物取扱業																																			
小 計	3		2						1													4		1		11	9			2		22.2%		6.5%	
林 業							1						2		1											4				4				2.4%	
商 業	8		13		3			1			1		2	4								8		1		41	35			6		17.1%		24.4%	
うち小売業	5		12		3			1					2	4								6		1		34	28			6		21.4%		20.9%	
保 健 衛 生 業			4				1				1		1									13				20	17			3		17.6%		11.9%	
うち社会福祉施設			4				1				1		1									13				20	15			5		33.3%		12.3%	
旅 館 業	1		1																							2	7			-5		-71.4%		1.2%	
飲 食 業																										3	6			-3		-50.0%		1.8%	
ゴ ル フ 場			1				1																			2	1			1		100.0%		1.2%	
清 掃 業	2		3										1	3												9	3			6		200.0%		5.4%	
ビ ル 管 理 業	1		1		1							1														6	1			5		500.0%		3.6%	
上記以外の業種	1		5		2										1											13	15			-2		-13.3%		7.7%	
小 計	13		31		6		2		1		4		6	5								2		2		96	85			11		12.9%		57.1%	
合 計	28		40		9		10		2		6		18	13								3		3		168	163			5		3.1%		100.0%	
前 年 同 期	21		49		7		5		3		6		24	9								11		24		163									
対 前 年 増 減 数	7		-9		2		5		-1				-6	4								-8		9		5									
対前年増減比(死傷者数)	33.3%		-18.4%		28.6%		100.0%		-33.3%		0.0%		-25.0%	44.4%								-72.7%		37.5%		3.1%									
構成比(本年の死傷者数)	16.7%		23.8%		5.4%		6.0%		1.2%		3.6%		10.7%	7.7%								1.8%		19.6%		100.0%									

(注) 1. 本統計は、「労働者死傷病報告」により、休業4日以上
の災害を集計したものである。
2. 死亡者数は、死傷者数の内数である。
3. 単位：人

令和3年 業種別労働災害発生状況 (5月末現在速報)

岡谷労働基準監督署

業 種	区 分	休業4日以上の死傷者数			対前年同期比 増減率
		令和2年	令和3年	対前年増減	
製造業	食 料 品 製 造 業	1	1		11.1%
	織 維 ・ 織 維 製 品 製 造 業				
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	1	1		
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 ・ 印 刷 製 本 業				
	化 学 工 業	2		-2	
	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業				
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 製 造 業		2	2	
	金 属 製 品 製 造 業	4	2	-2	
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	1	3	2	
	電 気 機 械 器 具 製 造 業				
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業		1	1	
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業				
	そ の 他 の 製 造 業				
	小 計	9	10	1	
鉱 業					
建設業	土 木 工 事 業	1 (1)	4	3	75.0%
	建 築 工 事 業	3	3		
	うち木造建築業	1	1		
	そ の 他 の 建 設 業				
	小 計	4 (1)	7	3	
運輸貨物業	道 路 貨 物 運 送 業	2	2		-16.7%
	そ の 他 の 運 輸 交 通 業	4	3	-1	
	陸 上 貨 物 取 扱 業				
	小 計	6	5	-1	
林 業		3	2	-1	-33.3%
その他の事業	商 業	9	16	7	90.0%
	うち小売業	9	13	4	
	保 健 衛 生 業	2	5	3	
	うち社会福祉施設	2	5	3	
	旅 館 業	1 (1)	2	1	
	飲 食 業		4	4	
	ゴ ル フ 場				
	清 掃 業	3		-3	
	ピ ル 管 理 業	2	1	-1	
	上 記 以 外 の 業 種	3	10	7	
小 計	20 (1)	38	18		
合 計		42 (2)	62	20	47.6%
死 亡 者 数			2	2	

(注)1. ()書きは、死亡者数で死傷者数の内数である。
2. 単位:人

令和3年 業種別・事故の型別労働災害発生状況 (5月末現在速報)

岡谷労働基準監督署

業 種	1.墜落・転落		2.転倒		3.激突		4.飛来・落下		5.崩壊・倒壊		6.激突され		7.はさまれ・巻き込まれ		8.切れ・こすれ		13.感電		17・18.交通事故		19.無理な動作		その他計		合 計		前年同期		対前年増減数		対前年増減比 (死傷者数)	構成比(本年 の死傷者数)		
	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷				
食 料 品 製 造 業				1																					1	1					0.0%	1.6%		
織 維 ・ 織 維 製 品 製 造 業																																		
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業												1													1	1					0.0%	1.6%		
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 ・ 印 刷 製 本 業																																		
化 学 工 業																											2		-2		-100.0%			
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業																																		
製 鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 製 造 業																									2				2			3.2%		
金 属 製 品 製 造 業																								2		4		-2			-50.0%	3.2%		
一 般 機 械 器 具 製 造 業						1							1												3	1		2			200.0%	4.8%		
電 気 機 械 器 具 製 造 業																																		
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業																							1		1				1			1.6%		
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業																																		
そ の 他 の 製 造 業																																		
小 計				1		1						1		1										3	3	10	9		1			11.1%	16.1%	
鉱 業																																		
土 木 工 事 業						1			1	1		1											1		1	4	1	1	3			300.0%	6.5%	
建 築 工 事 業		1		1		1																			3	3						0.0%	4.8%	
うち木造建築業		1																							1	1						0.0%	1.6%	
そ の 他 の 建 設 業																																		
小 計		1		1		2			1	1		1											1		7	4	1	3				75.0%	11.3%	
運 路 貨 物 運 送 業		1				1																			2	2						0.0%	3.2%	
そ の 他 の 運 輸 交 通 業														1									2		3	4		-1				-25.0%	4.8%	
陸 上 貨 物 取 扱 業																																		
小 計		1				1								1									2		5	6		-1				-16.7%	8.1%	
林 業		1		1																					2	3		-1				-33.3%	3.2%	
商 業				8						1		1				1						3		1	16	9		7				77.8%	25.8%	
うち小売業				6								1				1						3		1	13	9		4				44.4%	31.0%	
保 健 衛 生 業				3																				2	5	2		3				150.0%	8.1%	
うち社会福祉施設				3																				2	5	2		3				150.0%	11.9%	
旅 館 業	1	1		1																				1	2	1	1	1				100.0%	3.2%	
飲 食 業				1																														
ゴ ル フ 場																																		
清 掃 業																											3		-3				-100.0%	
ビ ル 管 理 業		1																							1	2		-1				-50.0%	1.6%	
上 記 以 外 の 業 種				1																														
小 計	1	3		19						1		1												2	10	3		7				233.3%	16.1%	
合 計	1	6		22		4			1	2		3		2		2						3		12	6	2	62	42	2	20			47.6%	100.0%
前 年 同 期		8		9		2		4				2		4		3								8	2	42								
対 前 年 増 減 数	1	-2		13		2		-4	1	2		1		-2		-1						3		4	2	20								
対 前 年 増 減 比 (死 傷 者 数)		-25.0%		144.4%		100.0%		-100.0%				50.0%		-50.0%		-33.3%								50.0%	200.0%	47.6%								
構 成 比 (本 年 の 死 傷 者 数)		9.7%		35.5%		6.5%				3.2%		4.8%		3.2%		3.2%							4.8%	19.4%	9.7%	100.0%								

(注) 1. 本統計は、「労働者死傷病報告」により、休業4日以上の災害を集計したものである。
2. 死亡者数は、死傷者数の内数である。
3. 単位：人

令和2年 労働災害発生状況 (令和3年1月末現在)

長野労働局

区 分 業 種		休業4日以上之死傷災害						死亡災害			
		平成30年	平成31年・ 令和元年	令和2年	対前年増減		令和2年 構成比(%)	平成30年	平成31年・ 令和元年	令和2年	対前年 増減件数
					件数	増減率(%)					
製 造 業	食 料 品 製 造 業	198	210	206	4	1.9	10.0	0	0	0	0
	繊維・繊維製品製造業	3	3	3	0	0.0	0.1	0	0	0	0
	木材・木製品、家具・装備品 製 造 業	25	18	22	4	22.2	1.1	0	1	0	1
	パルプ・紙・紙加工品製造、 印 刷 製 本 業	12	16	12	4	25.0	0.6	0	0	0	0
	化 学 工 業	22	24	34	10	41.7	1.6	0	0	0	0
	窯業・土石製品製造業	21	16	17	1	6.3	0.8	0	0	0	0
	鉄鋼・非鉄金属製造業	15	13	10	3	23.1	0.5	0	0	0	0
	金 属 製 品 製 造 業	72	73	71	2	2.7	3.4	0	1	1	0
	一般機械器具製造業	57	51	35	16	31.4	1.7	1	1	0	1
	電気機械器具製造業	52	52	41	11	21.2	2.0	0	0	0	0
	輸送用機械器具製造業	31	26	20	6	23.1	1.0	1	0	1	1
	電気・ガス・水道業	4	3	3	0	0.0	0.1	0	0	0	0
	その他の製造業	36	29	32	3	10.3	1.6	2	0	2	2
	小 計	548	534	506	28	5.2	24.5	4	3	4	1
鋳 業	8	10	7	3	30.0	0.3	0	0	0	0	
建 設 業	土 木 工 事 業	79	94	87	7	7.4	4.2	2	2	1	1
	建 築 工 事 業	166	146	152	6	4.1	7.4	0	0	1	1
	内数(木造家屋建築工事業)	54	52	43	9	17.3	2.1	0	0	0	0
	その他の建設業	34	39	36	3	7.7	1.7	1	2	0	2
	小 計	279	279	275	4	1.4	13.3	3	4	2	2
運 輸 業	道 路 貨 物 運 送 業	182	168	151	17	10.1	7.3	1	0	0	0
	その他の運輸交通業	62	59	65	6	10.2	3.2	3	1	2	1
	陸上貨物取扱業	3	5	2	3	60.0	0.1	0	0	0	0
	小 計	247	232	218	14	6.0	10.6	4	1	2	1
林 業	40	38	48	10	26.3	2.3	1	1	1	0	
そ の 他 の 業 種	卸売業又は小売業	289	307	333	26	8.5	16.1	1	1	3	2
	医 療 保 健 業 等	45	30	41	11	36.7	2.0	1	0	0	0
	社 会 福 祉 施 設	180	157	190	33	21.0	9.2	0	0	1	1
	旅 館 業	79	81	43	38	46.9	2.1	0	0	0	0
	飲 食 店	51	59	57	2	3.4	2.8	0	0	0	0
	ゴルフ場の事業	11	10	15	5	50.0	0.7	0	0	1	1
	ビルメンテナンス業	43	40	37	3	7.5	1.8	1	0	0	0
	警 備 業	23	17	15	2	11.8	0.7	0	3	0	3
	そ の 他	277	313	278	35	11.2	13.5	4	1	2	1
	小 計	998	1,014	1,009	5	0.5	48.9	7	5	7	2
合 計	2,120	2,107	2,063	44	2.1	100.0	19	14	16	2	

令和2年における死亡災害事例

整理番号	発生月	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
1	2月	金属製品製造業	崩壊、倒壊 玉掛用具	天井クレーン(つり上げ荷重5.1トン)を用いて、H型鋼(重量約2t、長さ11m)をつり上げ、向きを変える作業を行っていたところ、当該H型鋼が横倒れし、下敷きとなった。
2	2月	その他の小売業	その他 起因物なし	商品仕入れの出張業務中、過重な業務(月100時間を超える時間外労働)により脳血管疾患を発症した。
3	3月	自動車整備業	激突され トラック	ダンプトラック(積載量10t)の荷台後部あおり下部の車体枠の修理のため、あおり(重量:約120kg)と車体枠の間に木材を挟み作業していたところ、当該木材が外れ、あおりが頭部に激突した。
4	4月	自動車整備業	激突され 乗用車、バス、バイク	タイヤ交換のため、顧客の運転する乗用車を誘導していたところ、当該乗用車が暴走し激突された。
5	4月	バス業	激突され 立木等	バス路線の道路付近の斜面において、チェーンソーを用いて立木の切断作業を行っていたところ、切断した立木が頭部に激突した。
6	5月	新聞販売業	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	バイクを運転して新聞配達中、交差点で乗用車と衝突する交通事故にあった。
7	5月	ゴルフ場	火災 引火性の物	乗用草刈機に搭乗してゴルフ場の草刈りをしていたところ、当該草刈機ごと斜面から転落し、草刈機の下敷きとなり、その直後、漏れたガソリンに引火して火災が発生したため焼死した。
8	6月	その他の小売業	墜落、転落 屋根、はり、もや、けた、合掌	高さ約3mの屋根上において、エアコンの室外機等の取付作業を行っていたところ、同場所から墜落した。

令和2年における死亡災害事例

整理番号	発生月	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
9	8月	農業	感電 その他の環境等	畑で農作業を行っていたところ、落雷により感電した。
10	8月	農業	感電 その他の環境等	畑で農作業を行っていたところ、落雷により感電した。 (整理番号8と合わせ2人死亡)。
11	8月	社会福祉施設	おぼれ 水	湖で施設の利用者等が溺れたため、救助を行っていたところ溺れた。
12	9月	鉄道・軌道業	墜落、転落 その他の一般動力機械	乗用草刈機に搭乗してスキー場の草刈りをしていたところ、搭乗席から転落し、当該草刈機の刃に巻き込まれた。
13	10月	自動車・同付属品製造業	崩壊、倒壊 その他の装置・設備	ダスト用バケット内の堆積粉じんの除去作業を行っていたところ、堆積した粉じん(重さ約5.5t)の一部が崩壊し、下敷きとなった。
14	11月	木材伐出業	墜落、転落 走行集材機械	山林内作業道路上でフォワーダ(積載式集材車両)のグラップル部分を操作して木材の集積作業を行っていたところ、フォワーダごと路肩から約3m転落した。
15	11月	砂防工事業	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	坂道の途中で乗用車を止め、運転席側のドアを開けて上半身を乗り出したところ運転席から落ち、坂道を後退していく当該乗用車に引きずられた後、当該乗用車が道路脇の石積みに乗り上げて横転し、その下敷きとなった。
16	12月	その他の建築工事業	墜落、転落 はしご等	屋内補修工事を、脚立(高さ1.1m)を使用して行っていたところ、同脚立から転落した。

令和3年 労働災害発生状況 (5月末現在速報)

長野労働局

区 分 業 種	休業4日以上之死傷災害						死亡災害				
	平成31年・ 令和元年	令和2年	令和3年	対前年増減		令和3年 構成比(%)	平成31年・ 令和元年	令和2年	令和3年	対前年 増減件数	
				件数	増減率(%)						
製 造 業	食 料 品 製 造 業	70	70	74	4	5.7	8.9	0	0	0	0
	繊維・繊維製品製造業	1	1	1	0	0.0	0.1	0	0	0	0
	木材・木製品、家具・装備品 製 造 業	5	10	10	0	0.0	1.2	0	0	0	0
	パルプ・紙・紙加工品製造、 印 刷 製 本 業	4	4	2	2	50.0	0.2	0	0	0	0
	化 学 工 業	13	18	6	12	66.7	0.7	0	0	0	0
	窯業・土石製品製造業	8	4	8	4	100.0	1.0	0	0	0	0
	鉄鋼・非鉄金属製造業	4	4	6	2	50.0	0.7	0	0	0	0
	金 属 製 品 製 造 業	26	25	34	9	36.0	4.1	0	1	0	1
	一般機械器具製造業	22	10	15	5	50.0	1.8	1	0	0	0
	電気機械器具製造業	19	13	15	2	15.4	1.8	0	0	0	0
	輸送用機械器具製造業	7	6	6	0	0.0	0.7	0	0	0	0
	電気・ガス・水道業	1	0	1	1		0.1	0	0	0	0
	その他の製造業	12	13	15	2	15.4	1.8	0	2	1	1
	小 計	192	178	193	15	8.4	23.2	1	3	1	2
	鉱 業	2	0	5	5		0.6	0	0	0	0
建 設 業	土 木 工 事 業	29	26	37	11	42.3	4.4	0	0	2	2
	建 築 工 事 業	40	52	47	5	9.6	5.6	0	0	1	1
	内数(木造家屋建築工事業)	13	21	12	9	42.9	1.4	0	0	0	0
	その他の建設業	8	7	20	13	185.7	2.4	0	0	0	0
	小 計	77	85	104	19	22.4	12.5	0	0	3	3
運 輸 業	道 路 貨 物 運 送 業	59	44	63	19	43.2	7.6	0	0	4	4
	その他の運輸交通業	29	29	22	7	24.1	2.6	1	1	0	1
	陸上貨物取扱業	1	1	2	1	100.0	0.2	0	0	0	0
	小 計	89	74	87	13	17.6	10.4	1	1	4	3
林 業	13	19	23	4	21.1	2.8	1	0	0	0	
そ の 他 の 業 種	卸売業又は小売業	96	85	99	14	16.5	11.9	0	1	0	1
	医療保健業等	13	11	50	39	354.5	6.0	0	0	0	0
	社会福祉施設	47	28	104	76	271.4	12.5	0	0	0	0
	旅 館 業	32	12	20	8	66.7	2.4	0	0	1	1
	飲 食 店	14	21	25	4	19.0	3.0	0	0	0	0
	ゴルフ場の事業	5	2	3	1	50.0	0.4	0	1	0	1
	ビルメンテナンス業	15	4	14	10	250.0	1.7	0	0	0	0
	警 備 業	6	4	6	2	50.0	0.7	0	0	0	0
	そ の 他	91	89	100	11	12.4	12.0	0	0	0	0
	小 計	319	256	421	165	64.5	50.5	0	2	1	1
合 計	692	612	833	221	36.1	100.0	3	6	9	3	

令和3年における死亡災害事例

整理番号	発生月	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
1	1月	その他の建築 工事業	墜落、転落 作業床、歩み 板	解体工事現場において、廃材を3階床面(高さ約9m)から1階に押し落としていたところ、廃材とともに3階から1階に墜落した。
2	1月	一般貨物自動 車運送業	飛来、落下 玉掛用具	工事現場に搬入した資材を積載型トラッククレーン(つり上げ荷重約2.9t)でつり上げ作業中、つり荷を2m超の高さにつり上げたところでつり荷が落下し、その下敷きとなった。
3	2月	一般貨物自動 車運送業	交通事故(道 路) トラック	大型タンクローリーを運転中、路面の凍結によりスリップした対向車に正面衝突された。
4	2月	自動車整備業	はさまれ、巻 き込まれ その他の建 設機械等	凍結防止剤散布車の凍結防止剤を攪拌する装置に巻き込まれた。
5	3月	その他の土木 工事業	激突され その他の建 設機械等	除雪車により除雪作業中、ロータリーオーガのピンが破断したため、その交換作業を行っていたところ、当該除雪車が後進し、路面から脱輪して法面下に横転し、その下敷きとなった。
6	3月	上下水道工事 業	崩壊、倒壊 地山、岩石	上・下水道管取り出し作業において、下水管の埋設位置を確認するため、掘削溝内(深さ4.5m)に立ち入り、下水管上部の土砂を取り除いて地上に上がろうとした際、掘削面の土砂が崩壊して生き埋めとなった。
7	3月	一般貨物自動 車運送業	飛来、落下 その他の装 置、設備	精密機械(重さ約1.2t)をトラックの荷台から降ろす際、他の者が手動式ハンドリフトを操縦して同機械を上げようとしたところ、当該リフトがしなるような状態となり、同機械が地上に落下し、補助として同機械を支えていた被災者がその下敷きとなった。

令和3年における死亡災害事例

整理 番号	発生月	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
8	4月	一般貨物自動車運送業	交通事故(道路) トラック	トラックにより荷物を運搬するため公道を走行中、下り坂で左カーブを曲がり切れずに反対車線のガードレールを突き破り、約5m下の林に転落した。
9	4月	旅館業	墜落、転落 屋根、はり、もや、けた、合掌	カーポート屋根上で屋根に積もった落葉の除去作業等をしていたところ、屋根の波板を踏み抜き、約2.4m下の地面に墜落した。

～働く高齢者の特性に配慮した エイジフレンドリーな職場づくり を進めましょう～

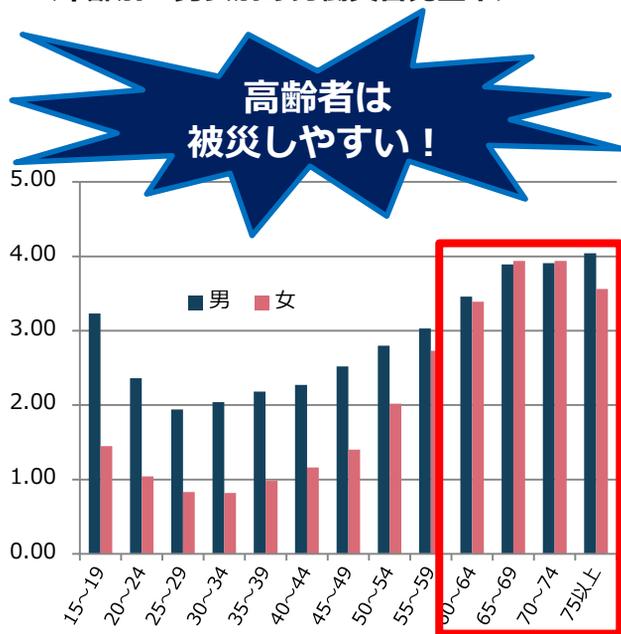
皆さんの職場は、高齢者が安心して働ける環境になっていますか？

働く高齢者が増加（60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍）

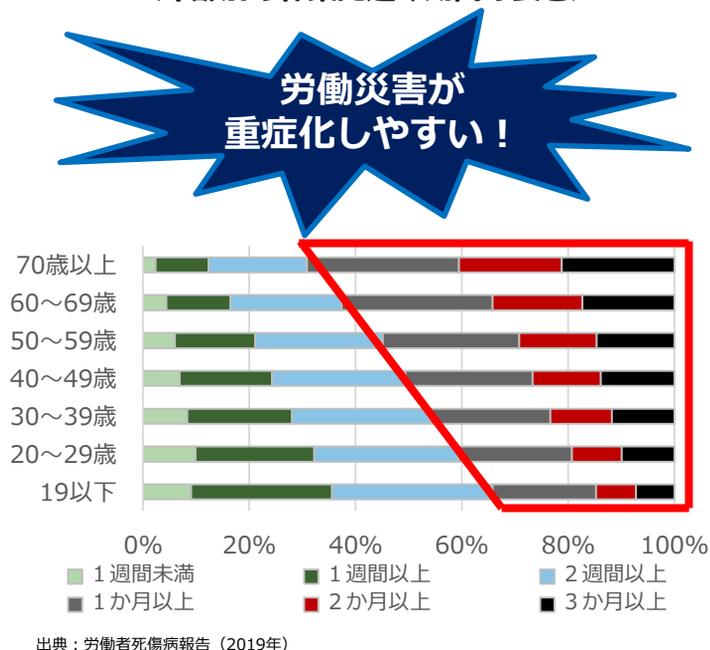
労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は**1/4以上**（2019年は27%）

労働災害発生率は、若年層に比べ**高年齢層で高い**

＜年齢別・男女別の労働災害発生率＞



＜年齢別の休業見込み期間の長さ＞



労働災害が続けば人手不足を招くおそれも…



安心して安全に働くことのできる職場づくりを！

エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）を策定しました。（次ページ以降参照）

ご活用ください

高年齢労働者の安全衛生対策のための
エイジフレンドリー補助金が新設されました！
（4ページ参照）

事業者に求められる事項

高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策に取り組みましょう。

1 はじめに

- ・企業の経営トップが取り組む方針を表明し、担当者や組織を指定します
- ・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→



2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、**施設、設備、装置等の改善を行います**

↓対策の例↓

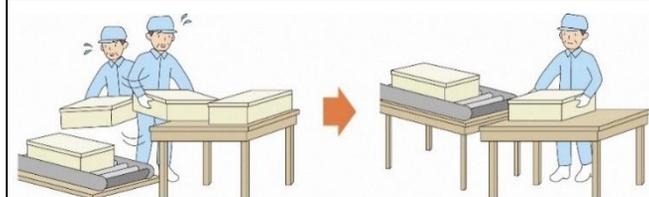
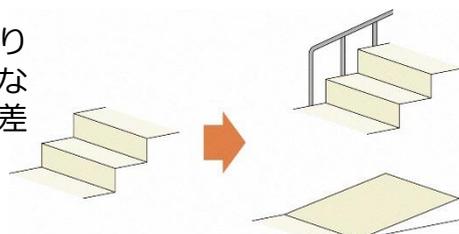


通路を含め作業場所の照度を確保する

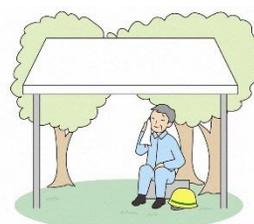


警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮

階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する

リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制



例えば戸口に段差がある時



解消できない危険箇所に標識等で注意喚起



防滑靴を利用させる

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する 等

(2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・高年齢労働者の特性を考慮し**作業内容等を見直します**。例えば、勤務形態や勤務時間を工夫して高齢者が就労しやすくすること（短時間勤務、隔日勤務等）や、ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等への配慮等があります。

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- 健康診断を確実に実施します
- 職場で行う法定の健診の対象にならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにします

(2) 体力の状況の把握

- 主に高齢労働者を対象とした**体力チェック**を継続的に行うよう努めます
- 体力チェックの目的をわかりやすく丁寧に説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

注意

- 安全作業に必要な体力の測定手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルーティン化するようにします

体力チェックの一例

転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は cm / cm(身長) =
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25 ~1.38	1.39 ~1.46	1.47 ~1.65	1.66~

② 座位ステップテスト（敏捷性）
あなたの結果は 回 / 20秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~47	48~

③ ファンクショナルリーチ（動的バランス）
あなたの結果は cm
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40~

④ 閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~55	55.1 ~90	90.1~

⑤ 閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~84	84.1 ~120	120.1~

詳しくはこちら⇒ 

身体機能計測の評価数字をⅢのレーダーチャートに黒字で記入

- (3) 健康や体力の状況に関する情報については、不利益な取扱いを防ぐ必要があります

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置を講じます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の状況に合わせ、適合する業務をマッチングさせます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
例えばフレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した**健康づくり活動**を行います

取組の例

転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」

<https://youtu.be/9jCi6oXS8IY>

（令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作）



全国の体操動画やリーフレットの紹介(厚労省HP) →



5 安全衛生教育

- 高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- 再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

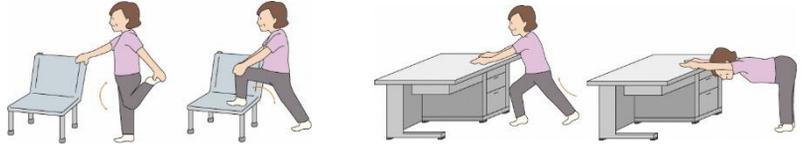
このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

労働者に求められる事項

一人ひとりの労働者が、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながる可能性、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むことが必要**です。体力チェック等に参加し、日頃からストレッチや軽い運動などに組み込みます

参考：ストレッチの例

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より



「エイジフレンドリー補助金」のご案内

- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。
- **中小企業事業者が対象**の補助金です

補助金申請期間 令和2年6月12日～令和2年10月末日

令和3年度の補助金は厚労省ホームページをご覧ください。

補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費

補助率： 1 / 2

上限額： **100万円**（消費税を含む）

詳しくは
こちら⇒
(厚労省HP)



※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います（全ての申請者に交付されるものではありません）

お問い合わせ

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
エイジフレンドリー補助金事務センター（申請関係）

☎ 03-6381-7507 📠 03-6381-7508
✉ af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp

受付時間：平日9:30～12:00、13:00～16:30
(土日祝休み)

▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

技術支援部業務調整課
技術管理部指導課
技術管理部
教育支援課
技術管理部

03-3452-6366
03-3453-0464
03-3455-3857
03-3452-4981
03-3452-7201

（製造業、下記以外の業種関係）
（建設業関係）
（陸上貨物運送事業関係）
（林業・木材製造業関係）
（港湾貨物運送事業関係）

無料

65歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援します。

相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高年齢者等の雇用問題に関すること

無料

○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（<http://www.jeed.or.jp>）から確認できます。
○「65歳超雇用推進事例サイト（<https://www.elder.jeed.or.jp/>）」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高年齢労働者の労働災害防止対策の情報を厚生労働省ホームページに掲載しています



はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典:「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災
害防止協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

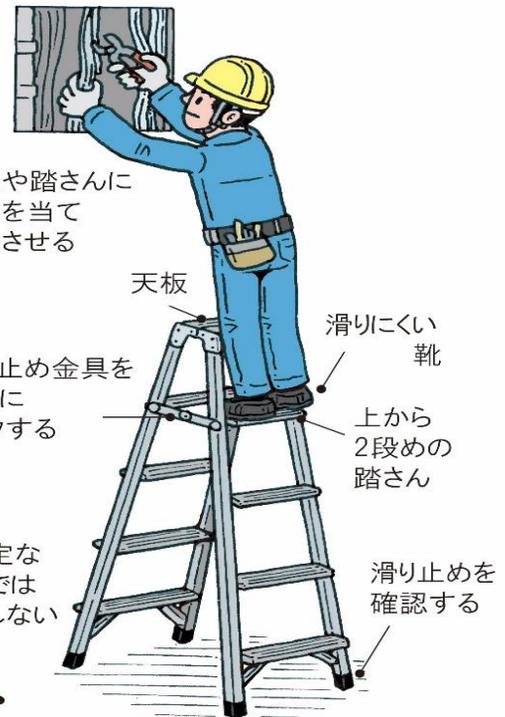
年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない



「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のもの、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

高さ2m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



STOP！熱中症

7～8月は重点取組期間

令和3年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、全国では毎年約20人が亡くなり、約1,000人が4日以上仕事を休んでいます。また、長野県内の職場でも、熱中症の発生は7～8月に多く、4日以上仕事を休む人は多い年で20人近くにのぼり、なかには亡くなる方もいます。

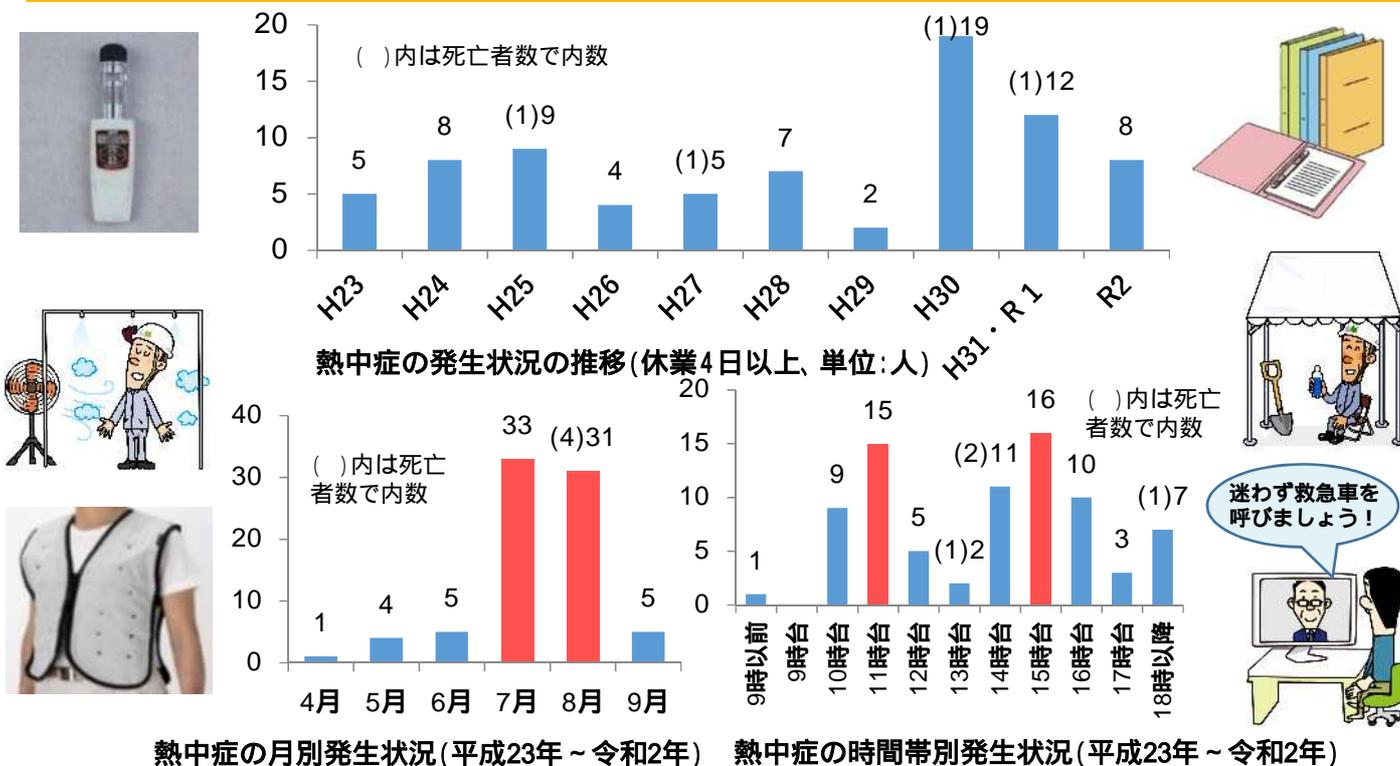
そこで、長野労働局では労働災害防止団体などと連携して、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまのご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう！

今年も、新型コロナウイルス感染症予防の一環として、マスクの着用や外出自粛等の取組がなされています。このため、熱中症に罹りやすい状況となっていますので、特に注意が必要です。

実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、長野局における重点取組期間7～8月）



長野県内における熱中症の発生状況



裏面の にチェックを入れ、実施事項の取組状況を確認しましょう！

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

注意

新型コロナウイルス感染症対策の影響で、熱中症に罹りやすい状況です。
 ・マスクの着用により、熱がこもりやすく、また、水分不足を感知しにくくなります。
 ・外出自粛要請の影響で、熱への順化が十分にできていないことがあります。
 このため、十分な**水分補給**や**熱への順化**には特に注意が必要です。

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

WBGT値の把握

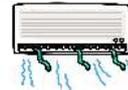
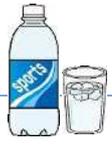
JIS規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

WBGT値を下げるための設備の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。	
休憩場所の整備	休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。	
通気性の良い服装など	準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 単独作業を控え 、WBGT値に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り 、 1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。特に、 入職直後 や 夏季休暇明け の方は注意が必要です！	
水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
健康診断結果に基づく措置	糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
日常の健康管理など	前日のお酒の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんととったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的な症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。	
労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP 3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- WBGT値の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

異常時の措置
 ~少しでも異変を感じたら~

- ・ **いったん作業を離れる**
- ・ **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- ・ **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

長野労働局における重点取組期間（7月1日～8月31日）



実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。水分、塩分を積極的に取りましょう。
 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、病院に搬送しましょう。



! 3つの転倒予防



転倒による労働災害は最も多く、**全体の約25%**

転倒によるケガの**約6割が休業1か月以上**のケガです!!

1 作業場所の整理整頓



2 作業場所の清掃



3 毎日の運動



▶ 転倒災害は、**大きく3種類**に分けられます。
皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？



厚生労働省では「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。
具体的な対策はこちらをチェック!



あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう！

チェック項目		<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていませんか	<input type="checkbox"/>
7	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！